

平成 22 年 6 月 18 日現在

研究種目：若手研究B

研究期間：2008 年～2009 年

課題番号：20730265

研究課題名（和文）コーポレート・ガバナンス政策論の確立に関する研究

研究課題名（英文）A Study on Corporate Governance Policy

研究代表者 小島 大徳 (KOJIMA HIROTOKU)  
神奈川大学・経営学部・准教授

研究者番号：70386803

研究成果の概要（和文）：

本研究では、(1)市民社会とコーポレート・ガバナンス、(2)コーポレート・ガバナンス論、(3)経営法学、(4)コーポレート・ガバナンス原則論、を個別に検討することにより、コーポレート・ガバナンス政策論、の確立を図ることに成功した。

具体的には、今までコーポレート・ガバナンス論が、必ずしも企業実践に活用されていなかったのであるが、コーポレート・ガバナンス政策論という新しい学問分野を媒介とすることにより、企業経営に役立つコーポレート・ガバナンスを見いだすことができるようになったのである。そして、新しい会社制度の模索という研究分野が、今後の研究課題として浮かび上がったのである。

本研究により、独自性と新規性のあるコーポレート・ガバナンス政策論を確立できたと評価することができる。

研究成果の概要（英文）：

This study clarified corporate governance policy on the basis of

- civil society,
- corporate governance,
- management law, and
- corporate governance principle.

Until recently, corporate governance was not necessarily utilized in management. However, corporate governance, which is useful for management, can be determined by the corporate governance policy. The clarification of the new management system became the theme for our next study.

Therefore, this study is evaluated as original and novel.

交付決定額

(金額単位：円)

|         | 直接経費        | 間接経費      | 合計          |
|---------|-------------|-----------|-------------|
| 2008 年度 | 800,000 円   | 240,000 円 | 1,040,000 円 |
| 2009 年度 | 500,000 円   | 150,000 円 | 650,000 円   |
| 年度      |             |           |             |
| 年度      |             |           |             |
| 年度      |             |           |             |
| 総計      | 1,300,000 円 | 390,000 円 | 1,690,000 円 |

研究分野：経営学

科研費の分科・細目：経営学

キーワード：コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ガバナンス政策、市民社会、コーポレート・ガバナンス論、経営法学、コーポレート・ガバナンス原則、社会システム

### 1. 研究開始当初の背景

コーポレート・ガバナンスに関する研究は、経営学のみならず、経済学や法学など、さまざまな分野において、活発に研究が行われている。そのようななかで、3つの研究開始当初の背景が、本研究を行う動機となったのである。

第1の研究開始当初の背景は、これまでのコーポレート・ガバナンスに関する研究は、各学問領域、利害関係者、個別経営問題、といったように、各々がばらばらにコーポレート・ガバナンスを論じたことである。そこから、有効的なコーポレート・ガバナンスを企業経営に反映させていくことができるのか、という考えに至ったのである。

第2の研究開始当初の背景は、今日の企業不祥事の多くは、従業員の内部告発により発覚することがほとんどであり、マスメディアの報道(主にネガティブ・キャンペーン)により、経営者が辞任するというケースが目立っていることである。企業不祥事に対して、コーポレート・ガバナンスでは、企業内部によるセルフ・ガバナンスにより、事前に不祥事の種を摘みつつ、企業外部者によるチェックにより緊張感をもった企業経営を行うことを要求している。しかし、前述したようなケースから、実際には、コーポレート・ガバナンスの本質的な機能が働いていないのではないか、という考えに至ったのである。

第3の研究開始当初の背景は、個々ばらばらに論じられるコーポレート・ガバナンス論は、果たして有効に作用する論なのか、そして、それぞれの利害関係者が各々の利害を中心に企業へ影響力を行使する状況が、果たして最良の企業経営に導く結果になるのかと考えた。そこから、従来のコーポレート・ガバナンスの枠組みで論じていることが妥当なのか、という考えに至ったのである。

### 2. 研究の目的

上記のような研究開始当初の背景から、従来のコーポレート・ガバナンス論には、共通した基礎的な概念が欠けているのではないかと考えるようになったのである。そこで、市民社会という概念を用いてコーポレート・ガバナンスをとらえることにより、企業と社会や企業経営自体に有効なコーポレ

ート・ガバナンスを確立することができると思えた。そして、市民社会論の概念を経営学的に応用し、コーポレート・ガバナンスと市民社会との関係を明らかにしたのである。これにより、これまでのコーポレート・ガバナンスの研究を真に企業経営に役立たせ、企業と市民が共存する社会システムを構築し、さらなる企業と社会の発展を目指すための学問分野を確立させる研究を行う必要があるとの結論の達したのである。

それは、(1)市民社会とコーポレート・ガバナンス、(2)コーポレート・ガバナンス論、(3)経営法学、(4)コーポレート・ガバナンス原則論、の4つを含めたコーポレート・ガバナンス政策論を確立させることであつた。そして、コーポレート・ガバナンス政策論を確立することにより、これまでコーポレート・ガバナンス論が、必ずしも企業実践に活用されていなかった現状を打破するとともに、企業経営に役立つコーポレート・ガバナンスを見いだすことができると考えたのである。

### 3. 研究の方法

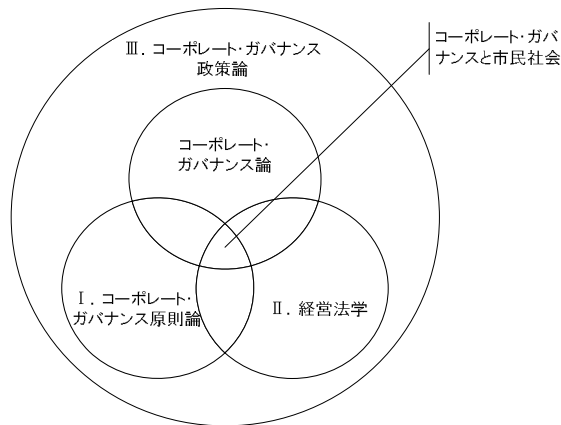
本研究の方法は、まず、(1)市民社会とコーポレート・ガバナンス、(2)コーポレート・ガバナンス論、(3)経営法学、(4)コーポレート・ガバナンス原則論の各分野を深奥に研究し、その後に関係性を明らかにした。そして、最終的に(5)コーポレート・ガバナンス政策論を明らかにしたのである。

このような研究方法をとった理由は、図で説明することができる。図は、(2)コーポレート・ガバナンス論、(3)経営法学、そして(4)コーポレート・ガバナンス原則論の関係を示し、(5)コーポレート・ガバナンス政策論の全体像を明らかにしたものである。経営法学とコーポレート・ガバナンス原則論の関わりについては、この3者は、それぞれお互いに影響し合っているといえよう。これら全体の関係を明らかにしたとき、それぞれの学問分野を確立することができ、そして、それをコーポレート・ガバナンス政策論と呼ぶ土壌ができるものと期待している。そして、その中心的な位置を占めるのが、(1)コーポレート・ガバナンスと市民社会である。この市民社会の合意や支持があつてこそその企業経営であるし、もしその視点が今まで欠けてい

たとするならば、今一度、企業経営の基本を真剣に見つめ直す時なのである。

そして、(5)コーポレート・ガバナンス政策論は、今後ますます大規模化し社会に影響を持つであろう企業が、その地位を明確にして市民社会との調和を図る方策を探ることとに力点が置かれている。そして、市民社会だけではなく、それを基盤とした政府なども企業に監視ができる体制を構築させ、一方、企業も今まで以上に経営の自由を確保しつつ、セルフ・ガバナンスをすることができる体制を構築させ、一方、企業も今まで以上に経営の自由を確保しつつ、セルフ・ガバナンスをすることができるコーポレート・ガバナンス構築に向き合うツールを手に入れることができる考えたのである。

図 コーポレート政策論の全体像



#### 4. 研究成果

(1)市民社会とコーポレート・ガバナンス、(2)コーポレート・ガバナンス論、(3)経営法学、(4)コーポレート・ガバナンス原則論、(5)コーポレート・ガバナンス政策論により明らかになった研究成果を簡潔に述べると以下の通りである。

##### (1)市民社会とコーポレート・ガバナンス

企業を中心とした市民との契約関係を中心に、市民が企業に対して抵抗権および改革権などを保有し、実行することが可能となる理論が明らかとなった。

##### (2)コーポレート・ガバナンス論

コーポレート・ガバナンス論は、コーポレート・ガバナンスの視点から企業本質論を語ることにより、如何にして現代における企業の逆機能を防止し改善していくのかという制度論を論じなくてはならないことが明らかとなった。

##### (3)経営法学

経営法学の研究を基に、経営学の視点、主にコーポレート・ガバナンスの視点が、企業法制度の改正や上場規則などに活用されていた。さらに、近年、各国が企業法制度を形作り、企業法制度を整える際にコーポレート・ガバナンスに関する合意が国際会議で行われていることが明らかとなった。

##### (4)コーポレート・ガバナンス原則論

企業経営で不可欠になりつつあるコーポレート・ガバナンス原則を中心に研究を行うと、コーポレート・ガバナンスは、極めて政策的に実践されていることが明らかとなった。

##### (5)コーポレート・ガバナンス政策論

市民社会とコーポレート・ガバナンス、コーポレート・ガバナンス論、経営法学、コーポレート・ガバナンス原則論の4つの相互関係が明らかとなった。

そして、今までコーポレート・ガバナンスを論じると制度論として論じられることが少ないといえた。つまり、極めて政策的に作られた企業というものは、極めて政策的に論じる必要があるとの考えで、コーポレート・ガバナンス政策論という分野を提示した。

そのようななかで、コーポレート・ガバナンス政策論を論じる際は、コーポレート・ガバナンス原則論を取り上げられなければならない。なぜならば、市民社会、政府、企業の各主体は、原則を通じて発言し、より影響力を行使し、自己の権利および良き制度の構築に向けて実施することを目指すようになってきているためである。

各主体のコーポレート・ガバナンス政策は、①国や政府が主体となり実施する制度政策、②企業が主体となり実施する経営政策、③市民社会の合意と行動により形作られる社会政策、の3つからなる。そして、これらの実施主体がコーポレート・ガバナンス構築のために使用する道具は、①では、コーポレート・ガバナンス原則、②では企業独自コーポレート・ガバナンス原則、(3)ではコーポレート・ガバナンス原則、なのである。

これらの研究により、必ずしも企業の実践には活用されなかったコーポレート・ガバナンス論から、コーポレート・ガバナンス政策論を用いることで、真の意味で企業経営にアプローチすることができる体系を確立することに成功した。さらには、新しい会社制度の模索という研究分野が、今後の研究課題として浮かび上がったのである。

本研究は、1冊の単著と12本の雑誌論文など、多大な研究成果をあげることができた。

これらを踏まえても、独自性と新規性のあるコーポレート・ガバナンス政策論を確立するとともに、学問の発展に寄与できたと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 12 件)

- ①小島大徳[2010]「コーポレート・ガバナンス原則の地域調和化」『Project Paper No. 20-アジアにおけるコーポレート・ガバナンスと文化』No20, 神奈川大学国際経営研究所, 49-86 頁。
- ②小島大徳[2010]「時をかけるコーポレート・ガバナンス原則-20 年間の軌跡」『神奈川大学国際経営論集』39 巻, 神奈川大学経営学部, 77-92 頁。
- ③小島大徳[2009]「営利企業と公益企業の論理-自由の「対立」「留保」「自制」」『国際経営フォーラム』20 巻, 神奈川大学国際経営研究所, 21-37 頁。
- ④小島大徳[2009]「公益法人改革とコーポレート・ガバナンス」『国際経営フォーラム』20 巻, 神奈川大学国際経営研究所, 149-162 頁。
- ⑤小島大徳[2009]「企業経営の原理と理論」『神奈川大学国際経営論集』38 巻, 神奈川大学経営学部, 64-74 頁。
- ⑥小島大徳[2009]「企業制度の進化と本質」『神奈川大学国際経営論集』38 巻, 神奈川大学経営学部, 75-91 頁。
- ⑦小島大徳[2009]「企業倫理論の視座」『神奈川大学国際経営論集』37巻, 神奈川大学経営学部, 59-66頁。
- ⑧小島大徳[2009]「社会的責任の基礎理論」『神奈川大学国際経営論集』37 巻, 神奈川大学経営学部, 67-83 頁。
- ⑨小島大徳[2008]「コーポレート・ガバナンス政策論とコーポレート・ガバナンス原則論」『国際経営論集』36 巻, 神奈川大学, 63-78 頁。
- ⑩小島大徳[2008]「自由の対立」『国際経営論集』36 巻, 神奈川大学, 119-134 頁。
- ⑪小島大徳[2008]「コーポレート・ガバナンス原則の隠れたる任務と役割」『国際経営フォーラム』19 巻, 神奈川大学国際経営研究所, 55-77 頁。
- ⑫小島大徳[2008]「市民社会論と利害関係者論-研究者からの批判と意見への回答-」『国際経営フォーラム』19 巻, 神奈川大学国際経営研究所, 163-186 頁。

[学会発表] (計 1 件)

①小島大徳「コーポレート・ガバナンスと市民社会」(於神奈川大学)2008 年。

[図書] (計 1 件)

①小島大徳[2009]『企業経営原論』税務経理協会。

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

小島 大徳 (KOJIMA HIROTOKU)  
神奈川大学・経営学部・准教授  
研究者番号：70386803

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：